（障害年金の支給を受ける者に係る現状に関する届出）

第百十六条　障害年金の支給を受ける者であって、その障害の程度の診査が必要であると認めて協会が指定したものは、協会が指定した年において指定日までに指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を協会に提出しなければならない。ただし、当該障害年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2　前項の障害の状態が別表第三に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

（障害不該当の届出）

第百十七条　障害年金の支給を受ける者は、別表第一に定める一級から七級までの障害の状態に該当しなくなったときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

一　届出者の生年月日及び住所
二　基礎年金番号
三　障害年金の年金証書の年金コード
四　別表第一に定める一級から七級までの障害の状態に該当しなくなった年月日（年月日が明らかでないときは、その推定される年月日）
五　労働者災害補償保険法の規定による傷病補償年金又は傷病年金の支給を受けている場合は、その旨

（障害差額一時金の申請）

第百十八条　法第九十一条の規定による障害差額一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所
二　基礎年金番号
三　障害年金の年金証書の年金コード
四　別表第一に定める一級から七級までの障害の状態に該当しなくなった年月日（年月日が明らかでないときは、その推定される年月日）

（氏名変更の届出）

第百十九条　障害年金の支給を受ける者は、その氏名を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならない。

一　障害年金の支給を受けている者の氏名及び生年月日
二　基礎年金番号
三　障害年金の年金証書の年金コード
四　変更前の氏名

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　障害年金の年金証書
二　戸籍の抄本又は氏名の変更に関する市町村長の証明書

（住所変更の届出）

第百二十条　障害年金の支給を受ける者は、その住所を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならない。

一　障害年金の支給を受ける者の氏名及び生年月日
二　基礎年金番号
三　障害年金の年金証書の年金コード

（払渡希望金融機関の変更の届出）

第百二十一条　障害年金の支給を受ける者は、払渡希望金融機関を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならない。

一　障害年金の支給を受ける者の氏名及び生年月日
二　基礎年金番号
三　障害年金の年金証書の年金コード
四　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ　第百十五条第一項第九号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
ロ　第百十五条第一項第九号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

2　前項の届書には、同項第三号イに掲げる者にあっては、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書を添付しなければならない。

（証書再交付の申請）

第百二十二条　障害年金の支給を受ける者は、障害年金の年金証書を滅失し、又はき損したときは、障害年金の年金証書の再交付を協会に申請することができる。

2　障害年金の支給を受ける者は、前項の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した再交付の申請書を、協会に提出しなければならない。

一　障害年金の支給を受ける者の氏名及び生年月日
二　基礎年金番号
三　障害年金の年金証書の年金コード
四　滅失又はき損の事由

3　障害年金の年金証書がき損したことにより前項の申請書を提出するときは、これにその年金証書を添えなければならない。

4　障害年金の支給を受ける者は、第一項の申請をした後、滅失した障害年金の年金証書を発見したときは、速やかに、これを協会に返納しなければならない。

（死亡の届出）

第百二十三条　障害年金の支給を受ける者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による届出義務者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、協会に提出しなければならない。

一　届出者の氏名及び住所並びに届出者と障害年金の支給を受ける者との身分関係
二　障害年金の支給を受ける者の氏名及び生年月日
三　障害年金の支給を受ける者の基礎年金番号
四　障害年金の年金証書の年金コード
五　障害年金の支給を受ける者の死亡の年月日

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　障害年金の年金証書（障害年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）
二　障害年金の支給を受ける者の死亡を証する書類

3　前項第一号に掲げる添付書類については、労働者災害補償保険法の規定による死亡の届出を行っている場合には、当該届出書及び添付書類の写しをもって、前項第一号に掲げる書類に代えることができる。

（未支給の保険給付の請求）

第百二十四条　障害年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十八条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、協会に提出しなければならない。

一　請求者の氏名及び住所並びに受給権者との身分関係
二　受給権者の氏名及び生年月日